

令和6年度 柳井市社会人経験者等採用試験

◆◆◆◆◆ 受 験 案 内 ◆◆◆◆◆



令和6年9月

柳井市役所総務部総務課

〒742-8714 柳井市南町1-10-2

TEL 0820-22-2111 内線 431

◎ 受付期間 令和6年9月2日（月）～令和7年1月31日（金）

〔インターネットによる受付期間 令和6年9月2日（月）～令和7年1月24日（金）〕

◎ 第1次試験 受験申込受付後、応募者と調整の上、試験日時を決定します。

◎ 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
土木技術職	2人程度	土木事業等に関する企画、設計及び施工管理等の業務
建築士	1人程度	建築事業等に関する企画、設計及び施工管理等の業務

【参考】

柳井市社会人経験者等採用試験実施結果

職種	年度	受験者数	合格者数	競争率
土木技術職	H30	2人	1人	2.0倍
建築士	R04	2人	1人	2.0倍

○柳井市では、民間企業等で培った経験や専門的知識を生かして市政に参画したいという強い意欲と高い志を持つ人材を求めています。また、災害発生時等の危機管理体制の確保や、職員自らが地域づくりの担い手として携わることの重要性から、市内に居住することを奨励しており、このことに共感を持つ人の応募を歓迎します。

○職員採用試験には、市民の皆様の貴重な税金が使われています。試験を申し込まれる人は、必ず受験されるようお願いいたします。

◎ 受験資格

1 ア 土木技術職

昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、1級又は2級（種別：土木）土木施工管理技士の検定に合格した者又は令和7年3月31日までに当該検定に合格する見込みの者

イ 建築士

昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、1級若しくは2級建築士の免許を有する者又は令和7年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

2 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 柳井市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 受験手続

1 受験の申込み

(1) インターネットによる場合（原則この方法で申し込んでください。）

柳井市ホームページ（<https://www.city-yanai.jp/>）からリンクされた電子申請サービスにアクセスして、画面上の申込方法及び注意事項をよく確認の上申し込んでください。

なお、申込みの際、別途郵送又は持参していただく書類 **受験申込書No.2（受験票）**

自己紹介書 がありますのでご注意ください。

(2) 郵送又は持参による場合

受験申込書に必要な事項を記入し、柳井市役所総務課に提出してください。

柳井市ホームページ（<https://www.city-yanai.jp/>）に掲載された受験申込書（A4判の白紙に印刷すること。）を用いるか、郵便で受験申込書を請求してください。

郵便で申込書を請求される場合は、送り先の住所・氏名・希望職種を書いた返信用封筒（角2サイズ）に140円切手を貼って、令和6年9月2日以後に柳井市役所総務課に請求してください。

2 受付期間

(1) インターネットによる場合（原則この方法で申し込んでください。）

令和6年9月2日（月）午前9時から令和7年1月24日（金）午後5時までに電子申請手を完了し、別途郵送又は持参していただく書類 **受験申込書No.2（受験票）** **自己紹介書** が同月31日（金）までに到着したもの（郵送の場合は、同日までの消印があるもの）に限り受け付けます。

なお、メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。

(2) 郵送又は持参による場合

令和6年9月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和7年1月31日（金）までの消印のあるものに限ります。受付期限直前の郵送は、なるべく速達で送付してください。

3 特記事項

募集人員を満たした場合は、申込受付を終了します。

申込みは、1人につき一つの職種に限ります。受付完了後の変更は、認められません。

◎ 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	受験申込受付後、応募者と調整の上、試験日時を決定します。	柳井市役所
第2次試験の詳細は、第1次試験合格通知の際お知らせします。		

◎ 試験の方法、内容及び出題分野

1 第1次試験

公務に必要な基礎的な知的能力の検証を目的とする職務基礎力試験（受験者が仕事をしながら受験することを考慮し、受験のための特別な準備が必要のない内容）を筆記試験により行います。また、公務員としての適性について検査します。職務基礎力試験の出題分野及び適性検査の内容については、次の表のとおりです。

なお、試験時間は、職務基礎力試験1時間、適性検査30分です。

試験種類	出 題 分 野
職務基礎力 試 験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
適性検査	職務適応性検査、事務適性検査

2 第2次試験

第1次試験合格者について、次のとおり行います。

- (1) 作文試験 表現力、構成力等について筆記試験により行います。
- (2) 面接試験 能力・適性について個別面接により行います。

詳細については、第1次試験合格通知の際お知らせします。

◎ 採 用

採用は、原則として令和7年4月1日以降とします。

◎ 給 与

給料は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が32歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が10年の場合、初任給は266,200円です（令和6年4月1日現在）。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

◎ そ の 他

災害等やむを得ない事情により、試験の方法、内容、日時及び場所の変更や試験を中止することがあります。その場合は、柳井市ホームページでお知らせいたします。

この試験の詳細については、柳井市総務課（電話 0820-22-2111 内線 431）にお問い合わせください。